

議員全員協議会

日 時	令和 7 年 9 月 30 日 (火) 開会中	8時54分 開会 11時07分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 大会議室	
出席議員	議長 16 番 村田博英 副議長 15 番 原口康之	
	1 番 石山和生 2 番 谷口恵世 3 番 絹村智昭	
	4 番 名波和昌 5 番 加藤 彰 6 番 木村正利	
	7 番 松下定弘 8 番 種茂和男 9 番 濱崎一輝	
	10 番 植田博巳 12 番 太田佳晴 13 番 中野康子	
	14 番 大石和央	
欠席議員		
事 務 局	局長 前田明人 次長 浅井大典 書記 原口 亨	
説 明 員	市長、副市長、教育長、総務部長、企画政策部長、政策監、危機管理監、市民生活部長、産業経済部長、福祉こども部長、建設部長	
傍 聴	静岡新聞	

署名 議長

開会の宣告

○議長（村田博英君）

皆さんおはようございます。ちょっと早いですが、全員をおそろいですので、ただいまより議員全員協議会を開催いたします。

2 市長報告

○議長（村田博英君）

それでは市長報告をお願いいたします。

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

皆さんおはようございます。本日、私のほうからは3件ほど報告事項がございますので、報告をさせていただきます。

まず1点目でございますが、台風15号の被害に関する市の対応状況等につきまして、ご説明申し上げます。

まず、9月5日の発災から本日で3週間あまり、24日が経過をいたしました。被災された方々、負傷された方々に心よりお見舞いを申し上げます。被災された方々が1日でも早く安心した生活を取り戻せるよう、全力で取り組んでおります。

復旧復興に際しまして、県内外の自治体職員の皆様や民間企業、団体の皆様などから、多くの人的・物的支援をいただいておりますことに、この場をお借りしまして、深く感謝申し上げます。

それでは、現在の対応状況等につきまして、報告をさせていただきます。

まず、避難所についてであります。避難所には最大53世帯116人の方々が避難しておりましたが、現在避難所に身を寄せている方は6世帯7人となっております。被災者の中には、損傷した住宅や車で寝泊まりしている方が一定数いるようであります。

現在、市が開設しております避難所につきましては、パーティションでプライバシーが守られ、冷房が効いた部屋に簡易ベッドや布団を用意しており、さらにはバランスの取れた食事を提供するなど、快適に生活できる環境を整えており、生活にご不便のある方は、我慢や遠慮をすることなく避難所をご利用いただきたいと思いますというふうに思います。

次に、罹災証明の申請と被害認定調査等につきましてであります。9月29日現在、罹災証明の申請を1,260件受け付けております。このうち889件の被害認定調査が終了しております。被害認定調査の状況は、9月28日現在までの調査で確定した総数847件のうち、全壊が51棟、大規模半壊が31棟、中規模半壊が42棟、半壊が81棟、準半壊が171棟、一部損壊が471棟、全体のおよそ70%に当たる住宅の被害認定調査を終えたこととなります。

残り371件ほどの調査がありますが、10月中旬に調査が完了できる見込みであります。

こうした被害認定調査に当たりましては、市職員だけでは調査員が不足することから、今後も含め、県内17市10町から217人、延べ705人、県外の友好都市や災害時応援協定を締結している市町のうち12市3町から29人、延べ224人の支援をいただき、被害認定調査を

実施しております。

また、県内の市町からは、罹災証明の受付や避難所運營業務に73人、延べ220人の方々にご支援をいただいております。

9月20日から罹災証明を交付してありまして、29日までに対面によって359件、郵送にて89件の448件を交付しております。罹災証明の交付と併せ、生活再建や仮設住宅、公費解体、応急修繕などの相談窓口を設け、被災者に寄り添った支援が行えるよう対応しているところでもあります。

罹災証明書の交付につきましては、被害認定調査から5日後の発行となりますので、昨日現在、24日までの調査分594件が交付可能となっておりますが、交付した件数が448件となっており、交付率はおよそ75%となっております。

今後においても、窓口での交付を行いながら、証明書の受け取りに来ない被災者には個別に連絡を行うとともに、遠方の方や郵送を希望される方には、郵送での発行なども検討してまいります。また、被害認定調査の結果に対して、再調査を希望する被災者は、29日現在で27件でありました。これは、調査時には修理中であったり、ブルーシートなどが張られて見えなかったり、雨で濡れたが調査時には乾いていて被害が確認できなかったことなどが要因で、もう一度見てほしいと希望されたものであります。

次に、応急住宅等の対応についてであります。県と共に進めているところでございますが、現在までに確保している応急住宅等は、市内の県営住宅、市営住宅が15戸、みなし仮設住宅が88戸、合計で103戸を確保しております。

一方で、現在までの被害認定調査において、半壊以上の認定が増えていることから、応急住宅が不足することが見込まれます。このことから、建設型を含めた応急住宅の確保について、県と協議しているところであります。

次に、農業用施設や農作物の被害についてであります。農業用施設につきましても、県内農林事務所から県職員延べ38人の派遣をいただき、被害調査を実施いたしました。ハウスの被害調査総数は403棟に上り、全壊が109棟、一部損壊が147棟、また、農業用施設の被害額は約8億円。詳細はまだ調査中ではありますが、これに加え、ハウス内部の機械設備、防霜ファン等も大きな被害を受けており、被害額はまだまだ大きくなるものと考えております。

農作物被害は、主なものでイチゴが約7,000万円、カーネーションが約4,500万円で、その他の作物を含めた被害額は1億9,000万円となり、農業関連の被害総額は当初の想定とほぼ同等の約11億円となる見込みであります。

国から示された支援制度につきましては、国が10分の3、県が10分の2、市が10分の1、計10分の6を補助し、県及び市で負担する補助の7割が特別交付税で支援されることとなり、いち早く農林水産省に強く要望したところであります。

しかしながら、1経営体について2,000万円の上限につきましては、大規模施設園芸農家にとって大変厳しいものであり、国の補助制度の対象にならない被害は、4年前の竜巻被害の際にも、県が単独事業で補助制度を創設しておりますので、今回においても、4年前と同様な補助制度の創設などを要望してまいります。

中小企業者などに向けた支援としては、本日、臨時まきサポ相談会を開催し、被害を受けた中小企業、個人事業主等の皆様を対象に、中小企業向け金融支援・融資、税制上の特例、復旧・再建に向けた補助金・助成金等、今後の経営についての困り事を伺います。

さらに、罹災証明などの交付を受けた方を対象に、固定資産税や国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険、介護保険料、保育料などの減免を行うなど、被災された方々への支援を行ってまいりました。

また、19日からは県内の福祉専門職で組織する静岡県災害派遣福祉チーム、D W A T が避難状況等を把握し、災害関連死を防ぐため、罹災証明書を申請した家を中心に戸別訪問をしております。

健康問題だけでなく、住宅の被害状況や支援の活用方法など、あらゆる困り事を聞き出し、毎日の振り返りの際に関係団体などに情報共有し、被災者の生活に関する支援に取り組んでまいります。

当初は9月末での終了を予定しておりましたが、10月末までの延長について、話し合いを進めているところであります。

災害廃棄物につきましては、静波海岸と東名相良牧之原インターチェンジ付近の高台を仮置場とし、これまでに3,182トン搬入され、1,912トン搬出したところであります。この災害廃棄物の処理費等の一部に係る費用については、9月定例会におきまして、補正予算の議決をいただき、廃棄物の処理を進めております。

現在、仮置場には、当初見込んでいた災害廃棄物の数量よりも多く搬入されており、今後、公費解体が進めば、災害廃棄物はさらに増加することが予想されます。

議決をいただいた補正予算では、処理費に関する予算が不足するため、不足する費用を専決補正で対応してまいりたいと考えております。

これらの災害廃棄物の処理などをはじめ、復旧、復興作業に当たりましては、多くのボランティアの皆様や企業、団体、さらには様々な災害支援に携わるN P O の皆様などから、物資や人的支援をいただいておりますことに、改めて深く感謝を申し上げます。

市では、発災直後から電力の復旧、飛散した瓦礫の処理、被災した住宅内の片づけ、ボランティアセンターの立ち上げなど、復旧復興に必要と判断した対応に関係機関と調整して、その都度実施してまいりました。

時間の経過に伴い、被災された方々の状況や必要とする支援は変化しており、常に状況を見極め、今後においても最大限の対応に努めてまいります。

被災された皆様の生活再建や復興には、なお時間と費用が必要となります。今後も、継続的なご支援を賜りますよう、お願いをいたします。

続きまして、第59回全日本サーフィン選手権大会の開催についてであります。

10月11日、土曜日から18日、土曜日の1週間かけまして、日本最大のサーフィン大会である第59回全日本サーフィン選手権大会を静波海岸で開催いたします。

大会の会場である静波海岸につきましては、現在、台風15号による災害廃棄物が仮置きされており、災害廃棄物の処理を早急に進めているところであります。

会場の状況を踏まえて、実施の可否やスペース確保等について、主催者である日本サーフィン連盟や関係者との協議を行った結果、全日本サーフィン選手権大会は、日本で最も伝統のある最大規模のサーフィン大会でもあり、牧之原市を応援するため、予定どおり開催したいという、ありがたい意向を示していただきました。

この大会は、参加者1,500人、来場想定者1万6,000人という大規模な大会であり、市といたしましても、ぜひ全国からお越しになる選手や関係者、大勢の観客の方々を歓迎させ

ていただくとともに、復興に向けて義援金の募金や経済活動の活性化による被災者の支援にもつなげていきたいと考え、予定どおり開催することといたしました。

当イベントなどの賑わいづくりによって、地域に明るい話題を提供し、沈んだ空気を吹き飛ばしていきたいと思いますので、市議会議員の皆様もぜひ、会場にお越しいただきたいというふうに思います。

続きまして、味と品質日本一の静岡牧之原茶についてであります。

全国1位の茶産地を決める第79回全国茶品評会出品茶審査会が、8月26日から4日間にわたり、奈良県で開催されました。深蒸し煎茶の部で本市が見事に産地賞を受賞いたしました。

産地賞とは、茶種ごとに審査成績が優秀な市町村に対して贈られる褒賞で、各茶種における審査成績上位3点の合計点数をもって決定するものです。同賞の受賞は6年ぶり3回目で、同部門では上位5点のうち4点を本市が占めており、改めて静岡牧之原茶が味と品質日本一であることが立証されました。

これも、生産者の皆様が切磋琢磨して品質向上に努めてきたたまものであり、改めて関係各位のご努力に感謝申し上げます。

また、9月11日から12日までの2日間にわたりまして埼玉県で行われました第52回関東ブロック茶の共進会では、荒茶（深蒸し煎茶）の部において、市内の丸イ西谷製茶様が、最優秀賞となる農林水産大臣賞を受賞するなど、上位3点を本市が独占しました。

関東ブロック茶の共進会とは、先の全国茶品評会と静岡県茶品評会に並ぶ、国内三大茶品評会の一つであります。この市制施行20周年という記念すべき年に、産地賞や農林水産大臣賞を受賞したことは、今後の市の茶振興に大きな励みとなります。

今後も味と品質日本一の茶産地をキャッチフレーズとして、販売促進に関係者の皆様と共に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

用意させていただいた報告事項については以上でございますが、昨日、NHKや第一テレビ、あるいは朝日テレビ等で、大々的に放送されましたパラスノーボードの日本女子初の代表に内定した牧之原市静谷朝生出身の坂下恵里選手が昨日、母校の勝間田小学校で特別授業をやったり、午後、私のところを表敬訪問いただいたり、一昨日は勝間田会館において、地域の皆様100人余を集めて、囲む会というような形で開催いただきました。

坂下さんは、10年ほど前に交通事故で左足の膝から下をなくしてしまいました。昨日、そのいきさつをいろいろ聞いたんですが、残すこともできた選択肢もあったと。しかしながら、3年かかると。手術を何回も繰り返していかなくてはならない。最終的に、使える足になるのか、ならないのかは2年、3年たってみないと分からない。その間、何もできないというようなことと、痛みを耐えかねて、最終的には義足にしたほうがいだろうということで、切断する覚悟をされたと。

スノボに関しましては、事故をやる3年ぐらい前から趣味でスノーボードをやっていたそうです。病院では義足をつけて歩行する訓練まで全部終わって、それからパラスポーツ、陸上への参加をしたりしたんですが、やっぱり彼女は短距離が苦手で、長距離ならいいんだけど。なので、陸上ではなくて、今までやっていたスノボをやってみたらというようなこともあって、スノボに挑戦したそうなんです。

国内のいろんな大会に出るようになって、国内チャンピオンになって、そして世界選手

権に出てということで、今年の6月ですかね、世界選手権で7位に入ったということで、4人で競争する競技があるんですけど、それで7位に入って、あとタイムトライアルについても2種目に出場するというので、この日本のパラスノーボード界では、日本女子が初めての出場になるというようなことでありました。

本当にすごいポジティブで、足を失ったことをマイナスに考えなくて、プラス思考で考えて、今仕事も退社して、プロ契約といいますかね、企業との契約をして、お給料をもらいながらやっているそうですが、まだまだ海外への遠征費用も半分ぐらいしか協会から出なくて、あとは自腹の貯金を崩しながらやっているというようなことで、後援会設立も必要だよなということで、またそういった暁には、市内外の皆さんに、市としても働きかけをさせていただいて応援をしていきたいなというふうに思っております。

大会当日にはパブリックビューイングを市内の各所でやれるようなことも企画したいと思いますし、横断幕や懸垂幕で彼女を応援したいというふうに思っておりますので、市議会の皆さんも、ぜひとも注目をいただいて応援いただけるとありがたいなと思います。

彼女がここまでポジティブになって、要は頑張れば結果は必ずついてくると思うようになったのは、高校時代にソフトボールをやっていたそうです。ピッチャーをやっていて、県下でベスト8に入ったときのエースを張っていたというようなことで、スポーツで養った精神力とか、そういったものが今役立っているというようなことでございました。非常に明るくて、全く障害者であるということを、これっぽっちもマイナスに思っていないのかな、逆に障害者になってよかったみたいな、そういうようなポジティブな考え方ですね。

牧之原市のサーフスタジアムで行っているパラサーフィンフェスタ、これ今年で3回やったんですが、2回目と3回目は体験会があったんですけど、その体験会にも参加しているそうです。ですので、僕からは今後、二刀流でぜひ、夏と冬のオリンピックに挑戦してほしいと。まだパラのサーフィンは正式種目になっていませんけれども、そういった形で二刀流でやるというのも、同じ横乗り系ですので、いいんじゃないかなと思うので、そういった形で、市としてもご支援していきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（村田博英君）

市長報告は終わりました。皆さんから何かご質問がございましたらお願いします。

中野議員。

○13番（中野康子君）

今朝の朝刊ですけれども、災害の記事に市長が載っておりましたけれども、自衛隊派遣がなかったことに対する記事が載っておりました。私も、自衛隊が来ないという声は市民の皆様からもお聞きいたしておりました。

それで、私も9月5日の午後ですけれども、現地のところに行って、信号が全て消えている状況でありましたけれども、警察官が1人もいなかった。市の職員が23人だか24人が出て、国道150号線なんて県の管轄ですよ。そこにも1人もいなかった。そして、山の手幹線、それから吉田大東線、全て信号が消滅している中で、職員さんが本当に一生懸命になってやっていて、本当に大変だなと思った。

そして、6時半頃は150号線のところにやっているんだけど、赤色灯なんかいない中でやっていたので、職員に何かあったとき一体誰が責任を負うのかというのをとても感じて不思議に思っていたんですけれども、今日の市長の新聞のあれで、災害を軽く見ていたというのはあると思うんですよ。それで、私も警察官がいなかったことに対して、物すごくやっぱり不思議に思って、総務部長に実はお聞きしました。そうしたら、総務部長もお願いを警察のほうにしたら、人手がないのでそちらでやってくださいと言われてって、それってすごい私は疑問を感じました。

市は市で一生懸命頑張っているんだけど、国や県がこういうことで動かなかった。あまり動かなかったというのが、私今でも不思議でならないんですけど、市長のまさに災害を軽く見ていたって、その言葉で私はちょっと同じ思いをして、ちょっと救われた思いがしました。

○議長（村田博英君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

新聞等に出ましたけれども、あえてこのことを、昨日記者懇で最初から用意して言う用意はしていなかった。記者の皆さんからいろいろ質問があって、自衛隊のことについて。そういう中で、その思いを語らせてもらいましたが、まず竜巻災害というものに関しての今までの常識、前例等からして、必要ないというような認識が、国にしても県にしても、あるということですよ。

今回の竜巻の規模の大きさ、国内最大級とはいうものの、防衛大学の教授の話ですと、現地を見に来て、藤田スケール4ではなかったのかというようなことも言われていて、まさにかつてない初めての大きな被害だったんですよ。ですので、そういったこれまでの前例が先に頭に入っていて、現地をおろそかにしていたんじゃないかなというのは、私個人感じています。

ですので、私も直接、第二中隊に連絡、34連隊に連絡して、次の日見に来るだけでも見に来てくれないかというような要請もしましたが、上からの命令がなければいけないというようなことで、私も今日の新聞にもございますように、9月6日の土曜日には、先ほどお話があったように、電気がいつ回復するか分からない、交通整理もままならない、それから道路には大きな電柱を含めて、あるいは建物や倉庫や、ボランティアの手では片づけられない大物がたくさんあるんですね。あるいは車は飛んでいますしね。そういったボランティアの手では片づけられないものを、そういった支援を受けられないものですから、市内の建設業者を総動員して道路警戒に当たったんですが、そういった意味でも、私が感じたのは、初動のときの2日目、3日目辺りにそういった形で全面的に入っただけだと、道路に飛散したものが片づいて、被災者の皆さんの被害の片づけももっと効率的に進んだんじゃないかなというふうに思います。

そういうときに、やっぱり空からの、上から見る被害状況というのは非常に分かりやすく、我々も報道でヘリの飛んだ映像を見てよく分かるわけですが、本当に初動のときに、例えば静波からヘりに飛んでいただいて見てもらおうとかね。そのときちょうど静岡消防局のヘリが今、修理中なんです。なので、静岡消防は出られなかったんですけど、県の防災ヘリは出ていただいたんですけど、あまりよく映像が映ってなくて、前回のときには静岡

市消防局のへりに私乗せてもらって、私自身が翌日に状況を確認できたということもあったので、初期の段階に、自衛隊であるとか県の危機管理であるとかいうものが、まず来て見ていただく。出動する、しないは別としても、昨日も自衛隊34連隊の副連隊長と中隊長が来たんですけれども、そこで私からもお願いしたんですが、派遣はともかくとして、まずは現地へ入っていただけて見ていただいて、そして我々の対策本部の中のリエゾンの一員として入っていただければ、その辺の判断がつくと思うんですね。だから、上から言わなければとか、県から言われなければとかじゃなくて、そういった形も必要だろうというようなことで、自衛隊の派遣要請に関しては、公共性であるとか、緊急性であるとか、代替性というのを、3要件を総合的に判断して見送ったとか書いてあるんですけど、これって具体的に何なのというところも何ら明記されていないんですね。なので、私はそういったものに対して、ある程度、行方不明者がいなきゃ駄目だとか、死者がいなきゃ駄目だとかというのとか、避難者が30人なら駄目で100人ならいいのとか、そういうのを30人しかいないので、それでも自衛隊出すのみたいな言い方をされるんですよ。

なので、そういったところの認識というか、物差しが合っていないような状況なので、初日とか2日目の状況を見たら、これは必要だろうなというふうに私は思っていたのかなと思っていますけど、そういうことがございました。

それから、やっぱり認識というか、これから、今回こういった事例ができたので、私つくづく思うんですけど、被害認定調査にしても、水害とか地震とか、あるいは津波とかというのを一つの前提とした被害認定調査なんです。ですので、そのマニュアルにしても、例えば水害の場合には床上浸水が1.8メートルになれば全壊という、一目瞭然ぱっとそこで全壊になるんですね。だけど、竜巻の場合にはそのマニュアルで行って、屋根がそっくりなくなってもマイナス15点だけなんです。なので、屋根がなくなったら家って本来機能しないわけですけど、そういったやっぱり基準自身も、竜巻というものに対するマニュアルの整理も必要ではないかなと思っていますので、これに関しては、国や県に対しても、今後こういったマニュアルの見直しというのも訴えていきたいというふうに思っております。

○議長（村田博英君）

中野議員。

○13番（中野康子君）

激甚災害に指定していただくには、広い範囲の被害の状況が必要だというんですけど、静波の方なんかは、自分の家のガラスは当然割れているんだけど、よその家から落ちてきたものとかがすごくあって、でも自分の家よりも細江のほうを見たら、とてもそんなことで被災の状況で言っていけないという、日本人独特の控えめさというのか、そういうところが出たんだけど、私は広い範囲でやっぱり被害があれしているということで、やっぱり小さな被害であっても、瓦が飛んで、これだけブルーシートをやっているんだから、やっぱりそれは言ったほうがいいんじゃないですかとは言ってきたんですけど、そういう感覚があるんだけど、激甚災害の指定というのは今後どういうふうな形で進んでいくのか、ちょっとお願いしたいです。

○議長（村田博英君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

まず、災害救助法の適用につきましては、私は惨状を見て、被災した当日の5日に、県に対して災害救助法の適用をお願いする要請をしました。最初は県も足が重かったんですが、そういう状況じゃないだろうということで強く要請をして、県からも強く危機管理のほうに言ってもらって、私のほうからも内閣府のほうに直接お願いをして、国からも、あるいは代議士にもお願いして、災害救助法の適用、これを受けることによって、かなり公的に国のお金をいただく中で、避難所の運営についても、ごはんが出せますし、あるいは様々な今、県内外から人的要請をしています、そういったところの費用であるとか、あるいは仮設住宅の入居が無償になるとか、様々な恩恵があるんですね。ですので、これをとって、最初ちょっと鈍かったんですが、かなり強く言って、災害救助法の適用については、当日の7時半頃、決定が下りました。

その後、激甚災害についても県知事にも要請しましたし、それから農林水産大臣にも、お伺いした際をお願いをしました。

今どういう現状かという、今、国から聞いている情報だと、今回の台風15号に対する単体では厳しいと。なので、8月から発生している熊本等での台風でありますとか、その後、全国で水害、台風のゲリラ的な集中豪雨で、点でいうとかなり被害が出ているんですよ。だけど面としては狭いので、一括して今年の8月から例えば台風シーズン終わるまで、10月とか11月までを一区くりとして、そういった全国で発生したものを全部一まとめにして激甚災害に指定するという方向で進んでいるので、ほぼ間違いないですよというふうには言われているので、激甚指定されるというふうには思っています。

○議長（村田博英君）

中野議員。

○13番（中野康子君）

それこそ激甚災害に指定されても何しても、とにかく職員の皆さん物すごい大変な思いして活動してくださっている。それは市民の皆さんもよく分かっております。だから、心のケアをお願いします。

○議長（村田博英君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

その心のケアについては、私どもも職員に対して、全職員がケアを受けるように、相談を受けるように、少し時間はかかりますけど、年内くらいをかけて、順次やっていきたいというふうに思っていますし、今後さらに、罹災証明の発行後の福祉関係の手続というのが、相当業務が拡大してくるというふうに思っています。今日は午後の災対本部の中でも検討させていただきましても、そういうところまで、応援職員というわけにはいかなないので、例えば任期付きの職員を半年とか、あるいは1年とかという形で臨時雇用するということも含めて、少し検討したいというふうに思っております。

○議長（村田博英君）

副議長。

○15番（原口康之君）

先ほどの中野議員からもあったんですけど、今の説明でほとんどあれなんですけど、市

民の生活再建という意味で、本当、先ほど市長が言ったとおりで、人的被害がなかったの
という意味で言うと、重要度って下げられているようなことがあるというようなことで、
しかし、実際には物的な損害というのが莫大というか、生活できないような状況の物的損
害が出ているにもかかわらず、そういった支援が受けられなかったというのは少し残念な
部分では本当にあると思うんですけど、その辺の、先ほど市長が触れられたんですけど、
4年間に3回も竜巻が起こって、同じようなこれ以上の竜巻が起こる可能性もあるという
中で、やはり竜巻に対してのマニュアルとかという部分の見直しについて、かなり強く言
っていかないと、同じような状況が繰り返される可能性があるので、その辺、市として本
当に何回も、全国的に言うと同じ地域で何回も受けているという部分で、やはり少し声を
大きく上げていただきたいなと思って発言させていただきました。

○議長（村田博英君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

まず、両面から少し私いろいろ考えているものですから、お話しさせていただきたいと
思うんですが、まず我々市としての対策、対応といいますかね。今回も、竜巻注意報は1
時間ほど前から出ていたんですね。そういったのも含めて、我々も当日、非常に静かで、
ずっと雨が降ると言われていたんですけど、12時ぐらいまでは雨が降らなくて、日も当たっ
ていたりして、そこまで過度に注意はしなかったんですが、やはりこれからは竜巻注意報
が出たら、しっかりそこは、確率は低いかもしれないけど、出たという事実をお伝えする
とともに、結構いざ竜巻が起こってから、シャッターとか雨戸を閉めに行っていけされて
いる方が多いんですね。ですので、竜巻注意報が出たら、まずは雨戸とかシャッターがあ
れば閉めるとか、あるいは目張りをするとかという準備をするとか、あるいは避難する
ときには、家の中で窓が少ない部屋に避難するとか、あるいはお風呂とか、お風呂の風呂お
けへ入るとかよく言いますが、そういった形で、注意報が出たらこうしようという一つ
のマニュアルといいますか、そういったものは市民の皆さんに周知しなきゃいけないだろ
うし、防災計画の中にも織り込む必要があるだろうというふうに思います。

それから、やっぱり今回感じたのは、避難施設が脆弱ですので、今回、文化センターし
かないというか、学校の体育館にはエアコンもないし、この暑い中、体育館というわけに
はいかないんですね。ですので、やはりそういった避難施設を準備することも必要であろ
うというふうに思っていますので、そういったことも含めて、市としての対応。それから、
国や県に対しては、これまでの竜巻という認識を一掃していただくような形で、まずは国
や県の防災計画も含めて見直す必要があるだろうというのが一点でありますし、それから、
先ほど言った自衛隊派遣についても、もう少し具体的なマニュアルといいますか、いうも
のを決めて、遠慮せずに要請ができるような形というのは必要だと思うんですね。

そういったものであるとか、あるいは先ほど言った被害認定調査に関しても、竜巻とい
う一つのものに対するそのマニュアル化というのが必要だと思うんですね。ですので、今
度も全壊扱い、全壊になっているのは、屋根がなくなれば壁の中に雨が入る。雨が壁の中
に入ると、今の家はみんな断熱が入っていますので、断熱材が膨れる。そうすると壁が膨
れて使い物にならない、だから壁も駄目だよ。床が濡れれば、床のフローリングも膨ら
んで床も駄目というふうに、窓も駄目、ガラスが割れて。といくと、50点を超えると全壊

扱いにないますので、調査員の皆さんも、極力被災者目線でカウントしてくれていると思うんですけど、そういったところで、なかなか準半壊とか半壊が多いというところは、まだまだマニュアルが十分じゃないんじゃないかなという気がしますので、そういった見直しも含めて要請していきたいなと思っています。

○議長（村田博英君）

植田議員。

○10番（植田博巳君）

今の関連でちょっと教えてもらいたいんですけども、3週間余が過ぎて災害ごみのピークも過ぎて少し落ち着いてきているのかなというふうに思いますが、その間は職員の皆さんとかボランティア、関係する市町の皆さんのおかげでここまで来たのかなと思います。

それで、被害認定調査の件についていろいろ説明がありましたけれども、やはり途方に暮れている方がいっぱいいらっしゃる中で、全壊だとか、半壊、中規模半壊とか、これによって支援額がまた変わってくるという中で、職員の皆さんと、市職員以外で246人の方が市内外から来ていただいて判定をしていただいているわけですが、判定基準というのが、今、市長がおっしゃったように、なかなか難しい状況かなと思います。

そういった中で、やはり判定する職員の見方によって、中規模だったり、大規模だったり、変わってくると思うので、この辺を公平性が担保されてやっぺらっしゃると思うんですけども、ぜひその辺を十分再調査の依頼があったら受けていただいて、それに対応していただきたいなと思います。

それからもう一点、この災害でやはり子供たちが、電柱が倒れたり家がこういう状況になって悲惨な状況を体験したということで、これから子供たちの心のケアというか、そういうところも必要になってくるのかなと思うので、そこら辺はどういうふうに対応していくのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（村田博英君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

詳細は市民生活部長から、調査の関係については説明させますけど、基本的には目揃えをまずします。入替りが毎週ありますので、その中で目揃えをさせる。それから、基本的には私もいつも一番最初の挨拶のときには、被災者目線で調査してくれと。膨らめていろいろなことを言えないので、とにかく被災者目線でやってくれということを強く言っていますし、屋根がなくなったら水が全部入っちゃうので、そうしたら壁も床も駄目なんだよというようなことを私からも言わせていただいていますけど、そういった中で、統一見解といいますか、全体を統括して目揃えを現場でもやっていますので、その辺は市民生活部長から。それから、子供のケアについては、教育長から、お答えさせていただきます。

○議長（村田博英君）

市民生活部長。

○市民生活部長（前田里芳君）

被害認定調査ですけども、公平性という部分では、もともと今回の台風における竜巻の関係では、認定調査に当たって、県のほうから技術的助言というものをいただいております。

ます。屋根が飛んだとき、ちょうど雨も降り込んでいますので、当然そうした、要は雨に濡れたものの被害、そうしたものもちゃんと考慮しなさいよ。それから、あと水害の部分、それこそ今、本当に竜巻というのはないんですが風害、あと水害という部分で、合わせてやっているような状況なんですけれども、そうした水害による床の浸水、そうしたものもちゃんと考慮しなさいよという指針も出されております。それから、県内はもとより県外にも応援の職員の方に来ていただいて調査やっていただいておりますけれども、まず到着していただいた後に、研修を、それこそ統一目線で調査ができるように、そういった研修をさせていただいております。なので、基本的には同じ目線で調査できているかなというふうに思います。

それからあと再調査につきましても、昨日現在で27件ということで、百六十何人いる中で27件ということなので、2割弱の方が再調査ということですがけれども、なかなか全部を見切れていない。それから乾いちゃって被害が分からなかったという部分もあるかと思えます。結構ワンストップサービスのほうで、いろいろ建築士さんから弁護士さんとか、そうした人の助言なんかもいただきながら、こういうところをもうちょっと見てくれませんかというようなこともお話もいただいておりますので、そうしたものを受け取って、また二次調査へやっていくという方法で今進めております。

○議長（村田博英君）

教育長。

○教育長（橋本 勝君）

子供たちの様子なんですけれども、発災直後の登校日においては、川崎小学校、細江小学校辺りでは50人ぐらいがこの竜巻による欠席で、榛原中学校辺りは10人程度だったんですが、今約1か月ぐらいたって、竜巻そのものによる登校できない欠席者はいません。ただ、直後のところでは、やっぱり電気がない生活の中ですごい不安だったりとか、生活に不便がある、あるいは、そこに住めない、親戚の家の間借りしているというような状況の中で登校している状況でしたので、非常にいろんな面でストレスとか溜めていることが多くて、やはりそこは心のケアということで、学級担任はもとより、養護教諭ですとか、様々な職員がその子供たちのケアに当たっていたところです。その後、県のほうにも要請しまして、スクールカウンセラーを、常駐しているわけじゃないものですから、ここをちょっと特に細江小学校を手厚く回っていただくような形で対応して、相談に乗っているところでもあります。

以上です。

○議長（村田博英君）

木村議員。

○6番（木村正利君）

いろいろご説明ありがとうございます。私のほうからは、やはり市の方含めて、最善を尽くしていただいているというのは、ひしひしと伝わってきています。これからやはり問題として、先ほど市長報告の中で、国から支援制度ということで、国が10分の3、県が10分の2、市が10分の1という補助のことも説明いただきました。実際、大規模農家さんも2,000万円ではとても追いつかないという話も重々分かっている中で、これから落ち着いてきた状況の中で、私の近隣の話もそうなんですけど、住宅の補助で600万円かかるよ、

車も2台潰れちゃったよという中で、現実、これから復興にする見積もりが出てくると思うんですね。やはり65歳、68歳とか高齢の方が、お金の面の苦痛がこれから増えてくるかなど。そういう状況に今なりつつあるかなという中で、市長の説明で、臨時まきサポ相談会を本日開催していただけるということですが、ぜひこういった形の寄り添いを、もうちょっと時間をかけて、金融機関を含めて、68歳で、支援制度の中には、リバースモーゲージというやり方で、ある程度お金を支援していただいて、金利だけ払って、亡くなられたときに、そのところの資産を金融機関に提供すると、こういうような形の支援制度も重々承知しているわけなんですけど、やはりまずもって、そのお金のところがいろんなところ、大規模農家さんもそうですけど、個々の住宅のところの中で、これから見積もりがかなり上がってくると思うんですね。やらなければならないこと、お金の支援というのが重要かなと思う中で、ぜひこの臨時まきサポ相談会、まだまだ来れない方がいっぱいいらっしゃると思いますので、これを継続的にやっていただきたいなと感じることが一点。

それから、またDWA Tを含めて、災害派遣福祉チームが寄り添っていただく、戸別訪問していただいているという話をお聞きしましたが、やっぱりそれ以外の、例えば傾聴療法士の団体があったり、ボランティアをもうちょっと早急に、先ほど教育長からも言われましたが、やはり子供たちのケアを含めて、寄り添う体制づくりというのをもうちょっと手厚くボランティアを含めて、現地へ赴いていただければ、よりいろんな精神的な苦痛というのは解決していくんじゃないかなと思ってございますので、その辺は市長、いかがでしょうか。

○議長（村田博英君）

産業経済部長。

○産業経済部長（山本英広君）

それでは私のほうからは、本日開催しております臨時のまきサポについて少し回答させていただきます。今日は臨時の相談受付ということで、4名の相談員の方をお願いしまして、予約制ではなく、市内の事業主さん、それから中小企業の方々を対象にやっております。内容は、やはり大小被害を受けられた皆様について、中小企業向けの金融支援であるとか、税制上の特例であるとか、あと国の補助金とか助成金、そういったものの制度の案内と、やはり相談に応じてどういった支援ができるかというようなことのお話をさせていただいております。

今日の受付状況を少し様子を見させていただいて、それで必要があれば、またこういった機会もぜひ、議員がおっしゃるとおり、延長して数回重ねて支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（村田博英君）

危機管理監。

○危機管理監（森田克彦君）

支援の件なんですけど、今現在、罹災証明をお受けされている方は、さざんかのほうで相談窓口と言って、それぞれが罹災証明を受けた後に、いろんな相談の場所に行って相談を受けております。被災の程度によりまして、それぞれ補助できるような金額等というのは、個々によって大分違います。その辺の中で今後どうしていくかということは、個々のお話

合いになっていきますので、まだまだ個人さんとの話合というのは引き続き続いていきますので、そういった中で一つずつ解決をしていきたいなというふうに思っております。

それから、ボランティアの寄り添いにつきましては、現在、DWA Tさんのほうが現地に入っているいろんな家庭を回っていただいています。そこからいろんな情報をいただきまして、それぞれのボランティアさんとか行政のほうにつなぎをいただいて、それぞれの団体がその方に対してお話をしていくというような形と、あとは日赤さんのほうが、こころのケアチームさんというものを現地に入れております。それには、市の保健師や心理士さん等も一緒に入って現場対応していますので、引き続きその活動は実施していきますので、そんな形で寄り添いをしていきたいというふうには考えております。

○議長（村田博英君）

福祉こども部長。

○福祉こども部長（河原瑞穂君）

DWA Tの関係でどんなような内容の相談があるかというようなことで、主な聞き取りについて、少しお話をさせていただきます。DWA Tは、住宅のこととか、あとは食べること、寝ること、あと入浴はどうしているとか、心のこともそうですし、市長の説明からありましたように、あらゆることを個々のところから聞いています。

その中で、主なニーズがあった内容としましては、まだ瓦の片づけがうまくいっていないよというようなことに関して、そういったことに関しては、災ボラのところに連絡をして、ボランティアを派遣しています。それと、不安、眠れないよというようなことがありますと、心の相談の紹介をします。具体的には、健康推進課の職員がその方に連絡を取って、心の相談といったところにアプローチしています。あるいは、家族の様子が少しおかしいんだというようなことにつきましては、包括支援センターにつないで、センターの職員が訪問して、詳細なニーズを把握しています。あるいは、疲れがたまったり、体重が少し落ちてきたよというようなこともありました。そういったことに関しては、市の保健師が訪問派遣したりとかしています。

そういった細かなニーズをDWA Tが聞いてきて、個々に対応しているというような状況であります。

○議長（村田博英君）

木村議員。

○6番（木村正利君）

ありがとうございます。今確認ができました。いずれにしても、まだまだ片づけが済んできている状況の中で、1人1人の心のメンタル的なもの、いろんなものが続いていくと思いますので、引き続き長くかかりますが、ぜひ前向きに進めていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（村田博英君）

名波議員。

○4番（名波和昌君）

2点ほどお願いします。一点はお願いで、もう一点は確認になりますが、お願いは先ほど来から出て、いろいろ対応されているということで、認定の判定基準について、やはり公平性を持って、竜巻被害という特殊な災害であるということを確認した上で、ぜひ進め

ていただきたいというふうに思います。

たまたま自分の知人と話をしたときに、調査に来た方が壁の中までは見てくれなかったとか、そういう話もちよっと耳にしたものですから、ぜひその辺は引き続きよろしく願いをしたいと思います。

もう一点は、現地に自分もボランティアで行きましたけれども、空き家が相当数あって、その持ち主が分かる人と分からない人が多分あると思うんですが、空き家でも屋根にブルーシートが乗ってなくて瓦がそのままだとか、そういう非常に危険を自分も感じました。そういう空き家に対する対応をどのように進められているのか、その点についてちょっと教えていただければありがたいですけど。

○議長（村田博英君）

危機管理監。

○危機管理監（森田克彦君）

初めに判定基準につきましてですが、先ほど市民生活部長のほうからもお話がありましたが、現在我々のところに県外から来ていただいている応援職員、県内もそうなんですけど、過去いろんな災害に行かれています。被害認定調査をしています。直近でいうと能登半島に行ってこられた方。これは非常に複雑で、建物というのは、木造家屋と非木造の家屋というものがあります。木造家屋というのは比較的、柱が傾いているとかという単純な評価基準というのが、やはり基礎の中にあるんですが、非木造という、例えば、鉄筋コンクリートがなかなか傾くということが非常に確認するのが難しいと。ちょっと複雑なやり方になるということで、県内でもなかなか非木造の調査をできる方というのがたくさんいません。ですので、少し非木造には時間かかるということは、我々も今現在、承知をしております。

先ほど市民生活部長のほうからありましたように、経験値が非常に多い方が来てくださっているので、目合わせもそうなんですけど、それぞれが行った先の過去の内容等を毎朝打合せをしてくれて、こういうケースがありました、これはこういう形でいきましょうということを、毎朝打合せをしてくれています。先ほど言っているように、あくまでも被災者目線で評価をしてくださということで、我々のほうからもお願いをしていますので、帰ってきて、当然行った方がもう一回再検討します。その後に、うちの職員のほうがもう一度目合わせの調査をしています。ですので、罹災証明を発行するのが調査日から5日間、時間をくださいというのは、そういった理由もあって、できるだけ被災者有利と言ったら言葉はおかしいですけど、被災者が見ていただいて、後で問題がないような形は取っております。

再調査につきましては、調査に行くときというのは必ずうちが連絡を取って、必ず立ち会っていただきます。その中で情報をいただきます。多分そういう再調査をいただいている中で、家主さんじゃない、息子さんじゃない、おじいちゃんおばあちゃんが立ち会っちゃって、当日の写真を見せられなかったとかという話が出たりとか、そういった問題もあって再調査、また見に来てというケースもあるということは聞いております。ですので、その辺は丁寧に1件ずつ対応しながら今、回っていますので、基本的には被災者に寄り添った形で判定はしているということで、市のほうの見解です。

以上です。

○議長（村田博英君）

市民生活部長。

○市民生活部長（前田里芳君）

空き家の関係でございますけれども、現在空き家を担当しているのが都市住宅課なんです。都市住宅課のほうが罹災の関係で緊急の修繕、応急修繕の対応、それからみなし住宅の受付とか、その辺で非常に課の中の体制が難しくなっているのが現状です。本来ですと、空き家があれば調べて確認を取りたいんですが、そこまで今手が回っていない状態でして、近くの方から、この家空き家なんだけどというところがあれば、これまでの空き家のベースがあるんですけど、そこに一度照会をして、なければ調べるといような形になっています。

今のところ、そういう空き家だからということで情報をいただいているのは1件ございました。その方は、これまでの調査の中の空き家のベースの中に入っていなかった新しい方だったので、その方は調べをさせていただいて、住んでいなかったのも、被災証明のほうは出ているということでしたので、そちらのほうへまた連絡をして対応のほうはまたしていくという状況でございます。

○議長（村田博英君）

名波議員。

○4番（名波和昌君）

認定については、先ほど来からいろいろお話しいただいているので、ぜひとも被災者の目線に沿った形で進めていただきたいと思います。

空き家については、あの辺を走るとやっぱり非常に危険を感じますので、その辺のリスクを全体で認識をしていただいて、ぜひ安全で、あそこにも行ける、あの地域の人たちが暮らせる、そういった形を早期に対応していただきたいと思います。

以上です。

○議長（村田博英君）

谷口議員。

○2番（谷口恵世君）

私からは、被災された方の中で、やはり4月以降、お子さんの進学が県外に決まっている方等がいらっしゃるということで、そちらの学費とか教育ローンを組んだりされている方たちがいまして、そうすると、今度、災害のほうでまたローンを組まなきゃいけないということで、ダブルローンになってしまって、少し先が心配だというお声もあるので、その辺り、また教育ローンの支援の仕組みってどのようなものがあるかは、ちょっと私もあれですけれども、またそういう情報等、あと支援できる面がございましたら、市のほうでもう少し情報提供だったり支援していただければなと思っております。

以上です。

○議長（村田博英君）

危機管理監。

○危機管理監（森田克彦君）

今現在、うちの市役所の中で、こういった災害に遭われた方にはこういった補助制度がありますよというものの、要はガイドブック的なものを今作成をしております。今回、災

害救助法が適用になったことで、県からうちのほうにいただけるようなお金というの、大分制度としてはありますので、それらも含めて、市民の皆さん、被害に遭われた皆さんのほうには周知をしていくように考えておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（村田博英君）

絹村議員。

○3番（絹村智昭君）

私からは、応急住宅などの対応についてでございます。それこそ、応急住宅が不足すると見込まれるとなっている中で、今、県と協議しているとなっているんですけど、今後、県と協議のちょっとどういう内容なのか、そしてどういう形になっていくのか、教えていただければありがたいです。

○議長（村田博英君）

建設部長。

○建設部長（池田 武君）

応急の修理につきましては、市のほうで実施をしています。議員がおっしゃるのは、県とということですが、仮設の住宅になりますかね。仮設の住宅につきましても、今、罹災証明を発行しているブースの中に、ワンストップサービスで仮設の住宅の入居のご案内というのをさせていただいております。そちらのほうも、かなりご相談には来ていただいて、今のところ50件ぐらいの相談をいただいております。その中で、みなし住宅というアパートについては、入居されたい方が直接アパートの持ち主さんと、不動産会社とやり取りをして、アパートを見つけていただいて、その上で申請をいただくと。そうすると、県のほうで契約をしていくという、そういう流れになりますので、今そういう説明をしながら、契約というんですかね、その申請のほうを市の窓口のほうでもいただいているような状況でございます。

以上です。

○議長（村田博英君）

絹村議員。

○3番（絹村智昭君）

分かりました。それこそ住民が被災された家庭が安心で、安心というか、仮設でしっかりと住めればと思いましたので、質問させていただきました。

以上です。

○議長（村田博英君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

先ほど、私、冒頭の説明の中でもさせていただいたんですが、今、みなし仮設が、アパートですね、88戸。それから県営住宅、市営住宅が15戸というようなお話をさせていただきました。県とすると、あと焼津から菊川まで含めて280戸のみなしがある。だからいいんじゃないかみたいな言い方をするんですが、実際に細江に住まれて生活拠点にしている、例えば保育園とか小学校、中学校へ行っている人たちが隣町へ行くというのは、これは無理ですよ。あるいは、アパートにしてもいろいろな種類があるので、家族構成によって

は、市内に100あるとしてもですよ、それをしっかりとマッチングできる住宅がどのくらいあるかというのは、これは分かりません。

ですので、それにしても結局、市内全域ですから、地頭方とか相良とか、市営住宅にしても湊団地が一番近くて、あとは牧之原団地という状況ですから、子供が小学校とかに行っていたら、やっぱり近くにほしいですね。ですので、そういったことから絞っていくと、みなし仮設が本当に足りるのというところは、私はずっと県には申し上げています。ですので、いわゆる建設型といいますか、みなしではなくて、建てるほうを早期に検討してくれというのを要請しているという、そういう意味合いでやっています。

今、用地としては、提供をここならできるよというのを、ポーラの跡地、静波と細江のちょうど境通りのところにありますよね。もともと住宅団地で分譲しようと思ったんですけど、なかなか単価が高くなっちゃって手がつけられないということで、今、空いているんですけど、そこで今、建設部のほうで検討しているのが、大体あそこだったら50戸程度はできるだろうということで、そこを一つの場所として今、県に上げています。

仮設は新たなものを建てるという時間もかかりますし、また壊さなければいけないというのがあります。ですので、今、市ではトレーラーハウス協会と協定を結んでいますし、県は県でムービングハウス協会というところと協定を結んでいます。どちらも大体50戸ぐらいずつ提供できるという状況ですので、能登半島のときも石川県等では大分活躍をしていますので、それだったらトレーラーで運んできて設置をして、浄化槽を入れて水道を引けば1週間程度で用意できますので、そこを考えてくれというのは、ずっと私、この被災して以降、お願いしているんですが、いまだに県のほうが結論を出さないという状況なものですから、そこは強く県のほうにお願いをしているという状況です。

○議長（村田博英君）

絹村議員。

○3番（絹村智昭君）

市長、具体的にお話ししていただき、ありがとうございます。本当にぜひもっと厚く県のほうに見ていていただきたいと思います。

以上です。

○議長（村田博英君）

石山議員。

○1番（石山和生君）

2点ございます。まず、被災してから今まで本当に対応ありがとうございます。

1点目、市独自の補助金についてなんですけど、中小企業の、今日、まきサポがあると思うんですけども、相談いただいていた中で、清水などの浸水があったときは、市独自の補助金、もしくは国や県が貸付したときの利子を補給するよというような立てつけの、市独自の対応があったということなんですけれども、そこら辺、今回どういうふうを考えているのかなというのをお聞きしたいというのが1点と、もう一点が、これは選挙ですね、今回の選挙、被災との関係で延ばしたこともあるというような声が市民の方から来ていて、今回、なかなか延ばすというのは相当難しい判断だと私自身は考えという見解なんですけれども、市の見解を聞いてみたいです。

○議長（村田博英君）

市長。

○市長（杉本基久雄君）

市独自の補助、これは今まだ詳細を決めておりませんが、まず一つは、早々に決めさせていただいたのは、お見舞金であります。全壊家屋みたいな、全壊の方に対しては10万円、半壊以上の方に5万円のお見舞金を出すというところまでは今決定をしています。

それから、先ほど言った健康保険とか固定資産税とかの減免だけでもかなり大きいお金になると思いますが、そうした減免をしていくということと、それから、あと生活再建に関しては、今回、災害救助法の適用を受けたものですから、例えば全壊の方は、まず支援金として100万円、壊して建て替えれば200万円というような支援金制度がございます。

しかしながら、一方、半壊、準半壊については、全くそこが該当しません。一銭も出ないんですね。ですので、前回、4年前のときには、牧之原台地の竜巻災害のときには、県が独自の支援策、穴埋めをやったんですね。これは私、発災直後、当時の川勝知事に要望して、ハウスの制度も、国の対象にならないというようなことだったので、その二つは県にお願いをしているんですね。

いわゆる国の再建支援制度に乗っからない半壊、そして準半壊のところには、建物を修理する場合には、そのときは25万円、県が単独で支援すると。それから準半壊に対して15万円を支援するというような制度をつくりました。今回、全くそういったものを、前回のことを生かされていないんですね。僕のほうから言わなければこれは出さないのかな、やらないのかなというところがあるので、今回それに関しては、6日に知事とアポイントが取れていますので、緊急要望として、先ほど言ったハウスの2,000万円の上限がありますので、あふれたところの支援を、前は県がやっていますので、そういった形でやっていただくのと、例えば今言った生活再建支援も、県独自の施策として、前回やったものを今回もやってくれというような要望をしたいというふうに思っております。

そういった中で、市としてもまだそういったものやっていくときに、県からも一緒に、市も協調してくれという話もあろうかと思えます。そういう中で、今後、どこにどういう形で支援していくかというのは、まだこれから決めていく部分もございますので、被災者のニーズにできるだけ応えられるようにしていきたいというふうに思っております。

それから、相談会は、今、併せて罹災証明と同時にやっていますので、利子補給の制度とかいろんな形の支援制度もありますので、そういったものは相談会において相談を行っていただくと。

それからあと、被災者自身への金銭的な支援というのは、今、県が義援金を集めています。赤十字を通じてですね。そこに集まった義援金を、今度は被害の状況によってその額を配分していきます。今、少し県から聞いているのは、10月末くらいに一時金を払う。12月末まで義援金を集めているので、恐らく1月末くらいにはそれを最終的に精算して、被災者にお金として渡すというのが義援金制度なんですね。

ですので、市としては、今、ふるさと納税であるとか、企業版ふるさと納税とか、義援金を頂いていますので、そういったものについては市の施策として、先ほど言ったように、例えば県が行う生活再建支援に協調してやるとか、あるいは県単で、例えばハウスの復旧事業をやる場合に、そこにじゃあ市も負担してくれというところに充てたり、あるいは、民間の中小企業とか事業者の支援というのは何もないので、そういったところに例えば利

子補給をすとかいうようなものに充てていくということは、今、検討しているという状況です。

○議長（村田博英君）

総務部長。

○総務部長（大石光良君）

選挙の関係で、私のほうから話をさせていただきます。

選挙の関係については、先日、選挙管理委員の皆様と話をしたんですけれども、任期というのが10月の末ということになりますので、それを延ばすということになると、市長も議員さんもないというような状況になってしまいます。

そういうことで、これから被災者の支援についても、どのようなことを支援策として打っていくのかということもはっきり決めていくには、市長がいて、それで議員の皆様もいてというような形で協議をしていくということがスムーズな支援につながっていくというふうに思いますので、そういうようなことを考えると、やはり選挙については予定どおり進めていったほうがいいんじゃないかということで話をしております。

それでまた、期間的にも、延ばしていくというような話になっていきますと、いつまで延ばすのかということら辺が、判断が非常に難しいということと、あと、投票所についても、場所としては、現状として確保できるんじゃないかということで考えておりますので、現状は予定どおりやるというように考えております。

以上です。

○議長（村田博英君）

石山議員。

○1番（石山和生君）

ありがとうございます。私が相談を受けたのは、やっぱり中小事業者で、農業関係は結構補助金、補助金というか、対応のサービスが国とかが動いてくれているみたいな話はあるけれども、中小のほうはあまりないよという声はたくさん聞いたので、本日、まきサポがあると思うので、ぜひニーズを聞いていただいて、市独自のものも考えた上で対応していただけたらなと思います。

以上です。

○議長（村田博英君）

いいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（村田博英君）

それでは私からちょっと1点、関連といえば関連なんですけど、最低賃金が12月でしたっけね、上がります。その関係で、放課後児童クラブを使えなくなるという、そういう扶養者、小学校低学年の方がいらっしゃいます。

手取りを増やすということの対策で施行されたものが、賃金上がることによって、5時間という時間が、放課後児童クラブを使用する際に5時間ということをやると、130万円を超えてしまうというようなことで、扶養者ですので、旦那さんの給与、納税額も上がってしまうということで、放課後児童クラブを使用している人が牧之原市に結構、人数は把握しておりませんが、おるようで、これについて、どういうふうな、やむを得ないと言

い難いところもありますので、こういう状況の中、働かなきゃいかんということもありまして、ぜひ、今日すぐに回答はできかねるんじゃないかなと思いますが、対策をお願いしたいと。

要するに、夏休みなんかの場合、長期にわたると、冬休みとかになると、自分自身がそれを使えなくなるんですね、その家庭は。

○危機管理監（森田克彦君）

使えなくなるというのは、扶養家族から外れるということ。

○議長（村田博英君）

いやいや、そうじゃなくて、後放課後児童クラブを使うのには5時間働くということが前提になっているんですよ。

総務部長。

○総務部長（大石光良君）

その辺については、再度ちょっと細かく確認して回答させていただきます。

○議長（村田博英君）

いや、私は、将来どうなるのかという声が上がってきているというのと、私自身、これ最後ですので、言う機会がないんですよ。だから、ぜひそのところはしっかりやってもらいたいということで。分かりました。じゃあよろしくお願いします。

では、市長報告は以上で終わります。

ここで暫時休憩、集まり次第またやりますので、約10分ぐらいということで。

〔午前 10時15分 休憩〕

〔午前 10時22分 再開〕

○議長（村田博英君）

それでは会議を継続いたします。

3 議長・関係議員・委員会報告（1） 会議等の結果

○議長（村田博英君）

議長・関係議員・委員会報告を行います。

まず私から。8月21日、松川町に視察研修、友好都市としての視察研修ということになります。さざんかに頂いた梨が置いてありまして、私も被災届を出しましたが、その折、帰りに梨をいただきました。本当にありがたいなと思いましたが、以降もこういう友好都市の関係を、次回は松川町の皆さんがこちらに来られるということになると思いますが、いつまでも続けていただきたいと思います。

それから、8月23日、ぼくらのまちのはら、出席議員はご苦労さまでした。

26日、まきチャレがございました。夜の懇親会もありましたが、私は参加をさせていただきました。まきチャレ参加議員、ご苦労さまでした。

8月27日、全国市議会議長会研究フォーラム、札幌にて行われました。約2,000名の議長と関係者が集まりました。テーマは議員の成り手不足、定数と報酬、それから議員の資質、議会の認知度が足りないための方策、小中高への拡大等の議論がされました。

8月31日、海水浴場閉場式へ参加された皆さん、ご苦労さまでした。

9月19日、秋の交通安全運動。広報車での巡回はありませんでしたが、参加された皆さん、ご苦労さまでした。

9月24日、市町対抗駅伝第2回実行委員会が行われました。順調に練習の成果が出ているようで、今年は順番も上のほうだということで、期待が持てそうです。

9月26日、月3万円ビジネスプレゼン大会。参加議員の皆さん、ご苦労さまでした。思った以上に活発なプレゼンでありました。

9月26日、27日、28日と、細江区に被災地視察を行いました。大分時間のかかるのが手に取るように分かりました。

9月28日、牧之原IC北側土地区画工事竣工式が行われました。皆様、ご苦労さまでした。私からは以上です。

議員各位の報告をお願いいたします。

○議長（村田博英君）

濱崎委員。

○9番（濱崎一輝君）

8月26日に駿遠学園管理組合の臨時会が開催されました。これは島田と川根本町の議会改選に伴って議長及び監査委員が不在になってしまったということで、私、副議長のほうで臨時会を招集をいたしました。無事、新しく議長及び監査委員を選出されて臨時会が終わりました。

以上でございます。

○議長（村田博英君）

植田議員。

○10番（植田博巳君）

8月25日と昨日の9月29日ですけれども、例月現金出納検査を実施いたしました。一般会計と水道事業会計、それから特別会計と坂部財産区ということで、適正に処理されておりました。

また、8月25日の午後ですけれども、財政援助団体の監査を実施いたしました。商工会でございます。適正に処理されておりました。

以上です。

○議長（村田博英君）

中野議員。

○13番（中野康子君）

8月25日、大井上水道企業団の6年度の歳入歳出決算の認定をいたしました。それから監査委員からの報告もありました。

それから9月25日は、令和6年度牧之原市菊川市学校組合会計の歳入歳出決算についての報告と認定をいたしました。

それから教育委員会委員の任命について、八木香代子さんが再任をされました。

補正予算が、英語指導助手の派遣業務委託が1,650万円ほど委託される予定、これも全部認定されました。

それから、その後、全員協議会がありまして、牧之原市菊川市学校組合小中一貫教育推進計画の策定についての説明がありました。

以上であります。

○議長（村田博英君）

大石議員。

○14番（大石和央君）

榛原総合病院組合の例月出納検査ですけれども、ここには記入されていませんけど、8月28日と9月25日にありました。それぞれの帳簿等々、適正に処理されていました。

それで、本日の組合議会が午後にありますけれども、全協のところ、榛原総合病院関係の竜巻の被害についての説明があります。榛原総合病院自体では、窓ガラスが割れてけがをされた方が少しいるということと、玄関のところが壊れているということ、修理していますけれども、駐車場でかなり車が被災を受けたということと、それからもう一つは、時ヶ谷にあります医師住宅ですね、これが結構被害を受けまして、これは解体・撤去ということしかないだろうということ、後々、補正予算を組んで、解体・撤去するというようなことを聞いております。

以上です。

○議長（村田博英君）

原口副議長。

○15番（原口康之君）

9月3日、御前崎市牧之原市学校組合議会の定例会が行われました。議案としては、認定第1号と議案第4号が、全員賛成により可決されました。

午後には学校組合の中学校の視察が行われ、私は一般質問の調整会議で出席できませんでしたが、各クラスの教室を回り、授業などを見学しております。

以上です。

○議長（村田博英君）

ほかには。

[「なし」と言う者あり]

3 議長・関係議員・委員会報告（2） 議会運営委員会

○議長（村田博英君）

では、委員会報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

○5番（加藤 彰君）

議会運営委員会です。

8月26日からお願いいたします。9月定例会の日程の確認について、アの会期及び審議予定表（案）と、イの補正予算連合審査会日程（案）については、これは既に済んでおりますので、割愛をいたします。

次に、（2）の改選時におけるタブレット端末等の取扱いについては、その他で事務局より説明があります。

次に、9月9日、（1）の台風15号災害に伴う一般質問日程等については、既に済んでいますので割愛いたします。

次に、同じ9月9日の決算連合審査会における通告制の実施方法等については、こちら

も既に済んでいますので割愛をいたします。

次に、9月11日、決算連合審査会における通告方法等について、こちらも既に済んでいますので割愛いたします。

次の(2)議員災害行動手引書における「その他災害に関する申し合わせ事項」の修正(案)については、その他で事務局より説明があります。

次に、9月16日、(1)9月定例会、アの追加提出議案についてと(2)9月定例会の日程の確認についてのア、会期及び審議予定表[変更](案)については、既に済んでいますので割愛をいたします。

次に、(3)台風15号災害対応に関する要望書(案)については、こちらも既に済んでいますので割愛いたします。

次に、9月25日、(1)の提言書については、総務建設委員会、文教厚生委員会とも案が出ておりますので、協議事項で協議をいたします。

次に、(2)請願・陳情(要望)意見書・決議等の取扱いについてのア、「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書等の採択について」でありますけれども、取扱いにつきましては、申し合わせ事項に沿いまして、資料配付ということに決定をいたしました。

ただ、協議に当たりましては、まず、これまでの経緯ということを少し確認をしております。

平成30年8月31日、議員勉強会を開きまして、厚生年金への地方議会議員の加入についての開催をしております。令和元年6月28日、今回と同内容のものが郵送されておりますけれども、議会運営委員会にて事件として取り扱い、結果、資料配付をしております。令和5年11月22日、こちらについても郵送があり、議運で事件として取り扱い、資料配付といたしております。

今回の協議の結果でございますけれども、議員の身分に係る重要なことである、そういった認識の下に、改選後に、まず委員報酬や定数について検討し、それに併せ、議員の厚生年金加入についての議論をするというような考え方をいたしました。したがって、今回は申し合わせ事項に基づき、資料配付といたしましたことをご報告いたします。

次に、イの「令和8年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのご願い」については、申し合わせ事項に基づき、資料配付といたしました。

次に、(3)牧之原市議会委員会条例の改正については、協議事項で協議いたしますので、よろしくお願いをいたします。

そして、その他のところで少し議員のほうから意見が出ましたので、ご報告をいたします。

今月27日に、既に済んでおりますけれども、J C主催のイベントがあり、そこに当議会の議員一人が出席をするということ。そのイベント内容については後ほど協議がある政策提言に関わってくるものではないかということでございます。その点について、疑義が出されたところがございます。

内容的には、議運を行い、本日全協があり、そこで整えば市長への手順という途中の段階において、政策提言の内容について、広く皆の前で意見を申すというのはどうなのかと、そういった部分について疑義が出されたというものでございます。

そして、対応につきましては、議長からJ Cの理事長に対し、ある面、選挙前というこ

ともありますので、公平性の観点からそういったことを重視してほしいという点、もう一点は、議員に辞退も可能かという点、また、イベントに出るといった場合においては発言等に注意するといったことについて、議長のほうからお伝えをしていただいたということでした。

議運としての報告は以上でございます。

○議長（村田博英君）

今の件で、私のほうから、J Cの理事長に対しまして、こういうことを報告内容としているが、これはやめてほしいということで、提言内容に触れる内容はしないようにということをして理事長として確認をしてほしいということでした。

当本人からの報告では、27日の時点ではその内容については一切触れておりませんということで、理事長にも申し上げた次第でありますということで、今朝報告がありましたので、申し添えます。

中野議員。

○13番（中野康子君）

私、全然この件はよく分からなかったんですけども、石山議員が関わっているということで、開催に至った経緯というのはどうなっているのか。ちらっと、あなたがこの間発言した中では、自分のほうから言ったんじゃないで、相手のほうからのあれだということだったけれども、それをなぜ、委員会なり提言書に関わっていることなら委員長にすぐ報告して、委員会の中の皆さんの意見なんかを聞かなかったのか、その辺は不思議ではない。

○議長（村田博英君）

石山議員。

○1番（石山和生君）

まず皆さん、お騒がせして大変申し訳ございません。経緯といたしましては、そもそも提言書という内容とはほぼ、提言書に触れる発表では全くなくて、そもそももっと前から動いていて、視察に行ったときに、こんなすばらしい街があったというふうにお話をしていたところ、そういった話をしてくれないかというのを、6月とかですかね、7月ぐらいに頼まれていました。なので、そこに関しては、政治活動として、いいかなと、そのときには判断してしまいました。申し訳ございません。

ここに関しては、提言書ということに触れるか触れないかということに関して、一個人の議員として、境町のすばらしいところがあったものですから、それを話してほしいということで、それを了承し、出ました。

提言書に少し触れるのではないかというご指摘があって、それは本当に私の確認不足で、確認不足というか、それを皆さんに相談すべきだったなというのは、謝罪させていただき、実際のイベントでは一切触れないようにさせていただきました。

本当に申し訳ございませんということでございます。

○議長（村田博英君）

中野議員。

○13番（中野康子君）

議会というのをきちっと分かるような形でやらないと、今後そういったことを独断で判

断していく可能性があるので、きちっと、やっぱり議会ってどういうものかというものを改めて考えていただきたい。そのように思います。

3 議長・関係議員・委員会報告 (3) 総務建設委員会

○議長(村田博英君)

その次、総務建設委員会。

濱崎委員長。

○9番(濱崎一輝君)

9月1日と9月26日に委員会を開催いたしました。ここでは提言書の内容についての確認及び最終確認という形でやらせていただきました。この後、協議事項の中で詳しいことは説明をさせていただきます。

以上でございます。

3 議長・関係議員・委員会報告 (4) 文教厚生委員会

○議長(村田博英君)

文教厚生委員会。

谷口委員長。

○2番(谷口恵世君)

8月18日、9月1日、9月11日、文教厚生委員会を開会いたしました。いずれも提言書の内容に関して協議を行いました。

9月26日、付託議案審後の文教厚生委員会で提言書の最終確認をいたしまして、本日、説明は後ほどいたします。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (5) 議会広報特別委員会

○議長(村田博英君)

議会広報特別委員会。

種茂委員長。

○8番(種茂和男君)

私のほうからは、広報特別委員会9月11日に、牧之原市議会だより、かけはし第80号について、台風15号の被害状況を鑑みて、5名の議員が一般質問を取り下げたため、予定の12ページから8ページに変更しました。

また、第79号の記述に誤りがあり、訂正文を第80号に掲載します。内容は、地頭方地区でなく、地頭方工区と改めて、訂正文を第80号に掲載します。

あと、現委員会から次回委員会に、議会だよりの基本方針と引継事項を協議した事項をタブレットに掲載しておりますけど、主立った要点としては、議会だよりの基本方針としては、牧之原市議会を知ってもらうための、中学生にも分かる議会だよりにすると。2番目としては、議会だよりに関する引継事項ですか、それを4点挙げてあります。

あと検討事項としては、表紙を全面写真にする。裏面に詳細等を掲載しておりますので、またタブレットのほうを見ていただきたいと思います。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (6) 議会改革特別委員会

○議長（村田博英君）

議会改革特別委員会。

原口副議長。

○15番（原口康之君）

議会改革特別委員会です。

7月17日に皆さんのほうに報告書の内容を報告いたしました。その内容を9月1日付で議長に提出しております。

以上です。

4 協議事項 (1) 提言書について

○議長（村田博英君）

協議事項に入ります。

(1) 提言書について、総務建設委員会「移住・定住人口増加に向けた職住近接施策について」、資料3をご覧ください。

文教厚生委員会「子どもの未来をつくるための環境整備について」、この後、資料4をご覧ください。

提言書の内容については各委員長から概要を説明していただきます。

濱崎委員長。

○9番（濱崎一輝君）

総務建設委員会のほうは、「移住・定住人口増加に向けた職住近接施策について」ということで、所管事務調査事項に掲げて調査研究をして、提言書にまとめさせていただきました。

内容については、詳しくはこちらをご覧くださいと思いますが、私から説明するまでもなく、皆さん方もご存じのとおり、牧之原市は年々人口減少が続いている状況でございます。さらには、これは名誉なことではなくて、昼夜間人口比率が県内トップという状況でございます。働く場所はたくさんある。しかしながら、若者が好んで働きたいというような職種が少ないというところで、これに関しても多種多様な企業誘致が必要だということ。さらには、外から働きに来る人がいるけれども、ここに住んでいる人が少ないということを考えると、充実した住宅施策が必要であるということで、今回の提案内容を、この形で4点に絞らせていただきました。

まず1点目でございますが、企業誘致と企業支援についてというもの。2点目は、移住・定住施策の促進についてというもの。そして3点目が、空き家対策についてというもの。4点目が、交通利便性の向上についてというものでございます。

内容はかなりボリュームがあるものでございますが、いずれにしても、これらのものは牧之原市にとってこれから必要であるという内容を、今回、提言内容にまとめさせていただきました。これを議会として市長のほうに提出してきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（村田博英君）

資料4をご覧ください。

文教厚生委員長、谷口委員長。

○2番（谷口恵世君）

文教厚生委員会では、前期と同様、子どもの未来をつくるための環境整備について、大項目といたしまして、後期については子どもの権利についてと学びの多様化についてを主要な観点として、市の学校教育課や有識者等の方々との勉強会、それから中学生、市内各校PTA会長及び校長先生との市民会議、県外の先進地視察等の調査研究を経て、提言書のほうを作成いたしました。

提言の背景といたしまして、近年、不登校の児童・生徒が全国的に増加しており、牧之原市においてもそのような状況がございます。多様な事情が存在している中、どのように今後対応していくかということが求められているかと思えます。

特に牧之原市においては、2030年に榛原地区、2033年に相良地区で、新たに義務教育学校の開校が予定されておる中、新しい多様な学びを選択できる教育環境の整備を進めていくこと、それから子供の権利を尊重すること等が重要なこととなってくるかと思ひ、今回の提言書といたしました。

詳細につきましては、提言書の内容をご覧くださいと思いますが、1、子どもの権利について、それから2、学びの多様化については、支援体制についてと新たな義務教育学校についてということで、提言書を作成いたしました。

以上です。

○議長（村田博英君）

説明が終わりました。

提言書について、当局へ提出したいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（村田博英君）

それではこの総務建設、文教厚生、両委員会の提言書を当局に提出いたします。
局長。

○事務局長（前田明人君）

ただいま皆さんの了承を得て、提言書を市長のほうへ提出するという形に決まりましたので、10月2日、定例会の最終日ですけれども、正副議長と、総務建設、文教厚生の正副委員長、計6名で、相良庁舎3階の市長応接室で、市長と教育長のほうに提出をしたいと思えますので、ご了承いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

4 協議事項（2） 9月定例会議員発議について

○議長（村田博英君）

続いて（2）の9月定例会議員発議について、資料5をご覧ください。

牧之原市議会委員会条例の一部を改正する条例であります。

議会改革特別委員会において協議し、令和7年7月17日に開催した議会改革特別委員会全体会の最終報告がありました。特段意見は出されなかったとの経緯で、私宛て、議会改革特別委員会報告書が提出されました。

報告書のうち、Aグループが報告したオンラインを活用しての委員会の開催等については、条例改正が必要なことから、議長が議運へ諮ることといたしました。

9月15日の議運で協議した結果、改正することが決まりましたので、議会として改正したい旨を報告いたします。

事務局より改正内容を説明いたします。

○事務局書記（中田 綾君）

それでは、牧之原市議会委員会条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

資料5-2をご覧ください。

こちら、前半部分に改正文がついておりまして、その後ろに新旧対照表がついてございますので、新旧対照表のほうをご覧ください。

先ほど議長からもございましたように、一度7月の全体会のほうでご報告させていただいて、既にご確認をいただいておりますことから、条文の朗読は省略させていただき、改正の要点のみご説明させていただきます。

それではまず、最初、第12条の2でございます。

こちらは感染症のまん延、災害等の発生等、その他やむを得ない理由から、オンラインで委員会を開催する場合の特例を追加で規定してございます。

また、第2項でオンラインによる方法での委員会への参加は委員長の許可制としております。

また、秘密会はオンラインでの委員会開催は含まれないとされております。

次に、第26条になります。こちらは当局の説明員の出席説明の要求についてでございます。

当局の説明員につきましても、オンラインによる方法で委員会に出席できるよう規定を追加してございます。

次のページをお願いいたします。

次、第33条、委員長、副委員長及び委員の除斥についてでございます。

こちらでは、除籍された委員長及び副委員長、委員がオンラインによる方法で出席している場合に発言ができる旨を追加で規定してございます。

次、第47条、こちらは委員外議員の発言についてでございます。

審査または調査のために委員会に出席している委員外議員がオンラインによる方法で出席している場合に発言ができる旨の規定を、こちらも追加してございます。

次、第55条、不在委員についてでございます。

現行の条例ですと、委員会室にない委員は評決に加わることができないとされておりますけれども、オンラインによる方法で出席している委員を不在委員とみなさないように、この規定を追加してございます。

次、第69条、公述人の決定についてでございます。

こちらにも公述人がオンラインによる方法で委員会に出席できる旨の規定を追加してございます。

次、第72条、代理人または文書による意見の陳述についてでございます。

第69条で公述人のオンラインによる方法での委員会に出席できる旨を追加したため、代

理人のオンライン出席を求める必要性は低いと考え、こちらの第2項を追加してごさいます。

次、第73条になります。こちらは参考人についてでございませう。

参考人につきましても、公述人と同様に、オンラインによる方法で委員会に出席できる旨の規定を追加してごさいませう。また、こちらの規定を追加したことで、現行の第3項が第4項に条ずれがありましたので、番号を改正してごさいませう。

最後、第74条、紹介議員及び請願書の委員会出席についてでございませう。

こちらについても、紹介議員及び請願者がオンラインによる方法で委員会に出席できるよう、規定を追加してごさいませう。

改正の要点については以上になります。

○議長（村田博英君）

説明は終わりました。何かございませうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（村田博英君）

今後の流れとしましては、9月定例会最終日、10月2日に議員発議をしたいと思っております。

それでは、発議することに賛成の議員は手を挙げてごさいませう。

〔賛成者挙手〕

○議長（村田博英君）

全員です。

賛成の方は、終了後、署名していただくようお願いをいたします。

発議者の確認ですが、慣例により、副議長でよろしいか、確認をいたします。よろしいごさいませうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（村田博英君）

それでは、そのようをお願いをいたします。

5 その他（1） 改選時におけるタブレット端末等の取扱いについて

○議長（村田博英君）

5番目、その他ですが、改選時におけるタブレット端末機の取扱いについて、資料6をご覧ください。

事務局より説明をいたします。

増田さん。

○事務局書記（増田奈菜子君）

それでは、資料6をお開きごさいませう。

改選時におけるタブレット端末等の取扱いについて、ご説明させていただきます。

改選時に再選した議員の皆様に関しましては、端末の回収は行わず、現在貸与しているものをそのまま活用することになります。サイドブックスやLINE WORKSにおけるアカウントの変更も行いませう。

次に、退職する議員の皆様に関しましては、端末については、期日、10月29日の午後5

時まで返却いただくことを予定しております。

返却後、端末はすぐに初期化するため、必要なデータ、写真であったりとか資料であったりとかは、事前に自己の責任においてコピーのほうをお願いいたします。

次に、サイドブックスのアカウントについてです。

サイドブックスのアカウントについては、任期満了後も2週間程度は保持しておきます。資料のダウンロード等、個人のPC等から可能となっておりますので、当該期日、10月29日から2週間後までに行っていただくようお願いいたします。なお、アカウントを削除した後、削除によってメモは全て消えてしまうため、削除後にメモを含んだ資料のダウンロード、印刷を求められても対応できませんので、ご了承ください。

また、各個人のスマホにインストールしてあるアプリについては、必要に応じてアンインストールをお願いいたします。アカウントを削除してしまうため、サイドブックスのアプリを入れたままであっても、議会の資料などは閲覧できません。

次に、LINE WORKSについてです。

現在契約しているアカウントが21アカウントしかないため、任期満了後、皆様のアカウントを保持することができませんので、任期満了と同時にアカウントのほうは削除させていただきます。各個人のスマホにインストールしてあるLINE WORKSのアプリについても、必要に応じてアンインストールをお願いします。

また、新たに当選した議員の方に関しては、退職する議員の方から返却を受けた端末を、事務局で必要な設定を施した上で貸与するような形になります。皆様のアカウントを使い回すようなことはせず、新規にアカウントを取得するような形になりますので、ご了承ください。

以上で説明を終わります。

○議長（村田博英君）

よろしいですね。

〔「なし」と言う者あり〕

5 その他（2） 議員災害行動手引書における「その他災害に関する申し合わせ事項」の修正（案）について

○議長（村田博英君）

次、（2）議員災害行動手引書における「その他災害に関する申し合わせ事項」の修正（案）について、資料7をご覧ください。

9月9日の議員全員協議会において、台風15号災害に伴う議会の対応について、議員から意見が出されました。その後、正副議長、議会運営委員長、総務建設委員長、文教厚生委員長にて協議し、議員災害行動手引書「その他災害に関する申し合わせ事項」が今回の災害を想定しておらず、修正すべきとの意見が出されたことにより、議運で協議した結果を報告いたします。

事務局より報告いたします。

次長。

○事務局次長（浅井大典君）

資料、まず7-1をご覧ください。

この議員災害行動手引書、記載のとおり、最後に改正されたのが平成27年4月1日というものが、現在、最新版となっております。

ページをめくっていただきまして、申し合わせの中に、まず大規模地震災害に関する申し合わせ事項というものがまず一番最初に出てくるんですけども、今回は地震災害ではございませんので、もう一つページをめくっていただきまして、2ページのところの、その他災害に関する申し合わせ事項というところが、今回、台風15号、それに伴います国内最大級の竜巻災害ということで、今回につきましては、ここのところの申し合わせに当てはまると。この(1)市災害対策本部が設置された時から①から④まで、こういった記載が、今、申し合わせ事項となっております。

ですけれども、すみません、資料7-2をご覧ください。

議長が申したとおり、この議会災害対策支援本部を9月9日に設置いたしました。それにつきましてはご報告させていただいたところなんですけれども、この際に、先ほど言ったとおり、正副議長、議会運営委員長、総務建設委員長、文教厚生委員長で構成する、要綱にもこれは定められているんですけども、議会災害対策本部役員会議という位置づけになるんですけども、そこに、この2のところ、支援本部を立ち上げた際に、本部役員会議というものを開催いたしました。

そこで主な出た意見をここにまとめたんですけども、今の手引書だと、市の災害対策本部が設置されたら、議長が議会災害対策支援本部を立ち上げるかどうかの判断をその都度その都度するとなっているんですけども、その都度その都度判断というのはなかなか難しいところもありますので、これからは、市の災害対策本部が設置されたら、イコールで議会災害対策本部をもう設置するということが、そのほうがいいのではないかと、設置することとしたほうがいいのではないかと。

ただし、今回の災害もそうなんですけれども、実際の災害において、今の申し合わせ事項だと登庁となっているんですが、道路が例えば寸断されるということも想定されますし、場合によっては線状降水帯による非常に激しい雨で、そもそも車等で登庁することが困難ということも想定されます。

先ほど申したとおり、これは最後に改正されたのが27年4月1日ということで、タブレット等の活用を想定していない改正となっておりますので、今、現実的には非常にタブレットを活用してのやり取りということがありますので、まず安全性も含めまして、まずはこの支援本部の役員会議まで行かないにしても、このメンバーで、リモートでタブレットを活用して、情報共有や、そもそも登庁する必要があるかどうか等を、ウェブでリモート会議でやるということにしたほうがいいのではと。もしその中の協議で、安全性もあって、登庁してちゃんと集まって、例えば臨時の議運を開いたほうがいいのではないかとか、委員会はどうかとか、例えば定例会の開会中であれば、審議日程をこのままいけるかどうかというのを、集まって登庁した後、協議をすればいいのではないかとということでありました。

イコールにした場合、議会災害対策支援本部が設置されたら、事務局から速やかに、原則的にはタブレットで支援本部を設置しましたよという周知及び、まず皆様の、基本的には安否の確認ですね、あと所在確認をタブレットでさせていただくと。どうしてもタブレットでつかない場合には電話等でも確認をさせていただくと。今言った、登庁した場合に

は、このような状況に応じて、支援本部の役員会議というものを開催すると。

また、あわせて、随時、局長が災害対策本部の本部員の一員となっておりますので、今までどおり、皆様には随時そういった何か災害が起きたときの被害状況等を周知すると。

また、議員の皆様につきましては、もともとある申し合わせ事項に基づきまして、支援本部について情報収集というものは一元的に行うので、個人として災害対策本部へ直接問合せはしないことを徹底しましょうということを、このときの役員会議で話し合ったものを、先般、議運で協議をさせていただきました。

そのときの結論といたしましては、先ほど申したとおり、最終改正されたものが、現在、主にタブレットを活用したものと合っていないとか、今回のような竜巻災害という、最大級の竜巻災害というのは想定をしておらなかったということで、その他の災害に関する申し合わせも含めまして、そもそも、また、この手引書の一番最後についているんですけども、市議会の議員の連絡網というものも改選に伴って当然変更になってくるということも含めまして、一度また、今の意見、これからまた、もし皆様でご意見があればいただきまして、そういった意見を踏まえて、もう一度、議会災害行動手引書を修正の案を作成をいたしまして、また改めて議会運営委員会で協議をさせていただければと思っております。説明は以上です。

○議長（村田博英君）

事務局より説明は終わりました。皆さんの意見はございますか。

太田議員。

○12番（太田佳晴君）

一つ大きな問題というのを感じたんですけども、市のほうで災害対策本部が設置されたら、議会災害対策本部を設置すると。これは機械的になるということなんですけど、我々議会は議決機関であって、執行機関じゃないんです。それはやはり議会の主体性というのをしっかり持っていなければいけない。当然、市が災害対策本部を設置されたということは、相当大きな、この牧之原市にとっての災害が起きた、これは間違いないと思います。そのときに、議会がどういう判断をするかというのは、それは議長が判断するのは難しいという、先ほど説明がありましたけど、それは確かにかなり難しい判断があるかと思うんですけども、それを判断するのは議長であり、議会だと思うんです。

だから、ある意味、大きな災害が起きたら設置するのは当然ですけども、そのときに議会の判断というのをしっかり入れておかないと、我々は市長当局側の諮問機関じゃないんです。対等並列という、しっかり独立した議会というものをしっかり持っていないといけないと私は思うんですけど、その分は大変私、これからの議会の在り方にとって大きな問題だと思いますので、そこはしっかりと踏まえて、市長当局と対峙をしていってほしいなと、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（村田博英君）

そのほか。

植田議員。

○10番（植田博巳君）

今の関連なんですけども、大規模地震のところを見ていただくと、市災害対策本部が

設置されたときと書いてあって、事務局より正副議長に対して、市災害対策本部設置の報告をする。正副議長は直ちに登庁し、議長は議会災害対策本部の設置を判断するというような言葉が書いてあるんです。それと、正副議長は直ちに登庁せずというような形に今度はなると思うんだけど、その場合と、1の大規模地震と、2の大規模地震の発生後の対応、これは直ちに登庁するになっているんですけれども、その辺の整合性を取ったほうがいいのかなというふうに感じます。

以上です。

○議長（村田博英君）

皆さん、ほかには。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（村田博英君）

ご意見を承りました。出されたご意見も踏まえて、議員災害行動手引書の「その他災害に関する申し合わせ事項」の修正及び案につきまして、改正後の市議会議員連絡網を作成し、再度、議運で図っていただくようお願いしたいと思います。ということでよろしいですか。

次長。

○事務局次長（浅井大典君）

主には今回の災害のその他災害に関する申し合わせ事項と、私、中心に説明したんですけども、全体的に、この手引書自体全体をまた見直して、今いただいた意見も踏まえまして、修正の案を作成したいと思いますので、お願いします。

○議長（村田博英君）

その他は以上で終了いたします。

長きにわたりというか、ご苦労さまでした。以上で議員全員協議会を終了いたします。

〔午前 11時07分 閉会〕